

平成29年度 聖愛幼稚園 募集要項

- 1. 募集人数** 3年保育：50名 2年保育：若干名 1年保育：若干名
満3歳児(平成29年4月以降に3歳になる幼児)は、2月に募集いたします。
- 2. 入園資格** 満3歳から小学校就学までの幼児
- 3. 保育年限** 当幼稚園の保育年限は3ヵ年・2ヵ年・1ヵ年です。
入園は毎年4月とします。(転入園及び満3歳児はこの限りでは有りません)
- 4. 願書受付 (入園手続)** **10月1日(土)** その後は、日祝日を除く毎日。午前10時～午後4時まで
入園願書に**入園料50,000円**を添えて、**聖愛幼稚園**に提出してください。
但し定員に達し次第締め切ります。
一旦納入されたものはお返しできません。
- 5. 面接日** 11月12日(土) 面接票は願書を提出された時にお渡しいたします。
当日、保育用品の申込みをして頂きます。

入園説明会

保育用品費(制服代を含む)	約29,000円
平成29年度保育料の月額	
1年・2年・3年保育	22,000円
平成28年度の実績	
教育充実費	4月 10,000円 9月 10,000円
おやつ代(月額)	700円
PTA会費(月額)	1,000円(8,3月除く)

日時：9月10日(土)
午前10時～11時
場所：幼稚園ホール
お気軽にお越しください。

※見学は、随時行っています。
行事等で、ご案内できない日も
ありますのでお電話で確認の上
お越し下さい



- 保育料納入は三井住友銀行または三菱東京UFJ銀行に口座を開設していただきます。諸費用は毎月10日に口座より自動引き落としされます。
 - 園外保育費などは、実費徴収させていただきます。
 - 一度納入された諸費用はお返しいたしません。
 - 8月は保育料のみ納入していただきます。
 - 病気その他の事故によって休園する場合でも保育料は納入していただきます。
 - PTA会費は毎年総会で決定されます。
- 8. PTA** 幼稚園教育の向上と、福祉のために保護者と教職員が協力して諸事業を行い、親睦を深めるためにPTAを組織しています。

9. 保育時間

弁当及び給食日：月・火・木・金	9:00～14:00
おやつ：水	9:00～12:00

自園調理による希望給食(料金：1食300円)を実施。(アレルギーの方は要相談)

- 10. 土日祝休園** 毎週土曜日は休園といたします。(ただし行事等にあてる事があります。)

- 1.1. 預かり保育** ○月曜～金曜 早朝保育午前7時30分～9時 ・ 降園後～19時まで
午前8時30分～9時は無料 2時間500円おやつ代含む(1時間300円)
月極料金：16時まで6,000円 17時まで8,000円 18時まで10,000円
19時まで12,000円 早朝保育は別途 月極め最高額13,000円
○土曜日 午前8～16時(料金は別途)
○春休み・夏休み・冬休み実施。(4月1日・盆休み・年末年始除く)
- 1.2. 園庭開放** 毎週水曜日(行事により変更することもあります。)9:30～15:00(雨天中止)
親子サークル活動も行っていますのでお問い合わせください。
- 1.3. 課外活動** 一輪車 月2回 500円・サッカー 月2回 2,000円
○ネイティブの先生による『英語で遊ぼう』は、保育の中で行っています。(年長児)
- 1.4. ホームページ** <http://www.seiai-kinndergarten.jp/>

※ 在園期間中に認定こども園に移行する場合があります。
※ 当園は、大阪市要支援児受入促進指定園になっています。

1.7. 補助金



大阪府認可の私立幼稚園では、つぎのような補助金が交付されます。(28年度実績)
同一世帯から兄弟姉妹を同時に幼稚園に就園させている場合(同じ幼稚園でなくても対象、1名のみ就園させている場合も含む)、または小学校1～3年生の兄・姉がいる場合、認可保育所及び認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障がい児短期治療施設通所部に在籍又は児童発達支援及び医療型児童発達支援もしくは特例保育、家庭的保育事業等(児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。)を利用する就学前児童の兄・姉がいる場合の補助限度額は下記の通りです。(ただし、保育所や子ども・子育て支援新制度に移行した施設など本補助金の対象外の施設に通っている就学前児童(幼児)及び小学校1～3年生の児童に対して本補助金は支給されません。)なお、「小学校1～3年生の兄・姉がいる場合」には、小学校1～3年生の就学年齢と同一年齢である兄・姉がいる場合及び本来の就学年齢が小学校4年生以上で就学免除等により小学校3年生までの学年に在籍する兄・姉がいる場合を含みます。

園児の属する世帯の階層区分	在園児区分			
	満3歳児～4歳児			5歳児
	一人目	二人目	三人目以降	
A 生活保護世帯	308,000	308,000	308,000	308,000
B1 平成28年度市民税が非課税の世帯 または市民税が均等割額のみ課税の世帯	272,000	290,000	308,000	308,000
B2 上記のうち「ひとり親世帯等」に該当される方	308,000	308,000	308,000	308,000
C1 平成28年度市民税所得割額が 「34,500円+a+b」円以下の世帯 a・・・16歳未満の扶養親族数×21,300円 b・・・16歳以上19歳未満の扶養親族数×11,100円	115,200	211,000	308,000	308,000
C2 上記のうち「ひとり親世帯等」に該当される方	217,000	308,000	308,000	308,000
D 平成28年度市民税所得割額が 「171,600+①+②」円以下の世帯	62,200	185,000	308,000	308,000
E 平成28年度市民税所得割額が 「393,300+①+②」円以下の世帯	40,900	154,000	308,000	308,000
F 平成28年度市民税所得割額が 「393,300+①+②」円を超える世帯	10,500	154,000	308,000	308,000

①16歳未満の扶養親族数×19,800円

②16歳以上19歳未満の扶養親族数×7,200円

*支払った保育料の合計額が補助限度額を下回る場合や途中入退園の場合などは、異なる場合があります。